

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年1月27日

浦安市長

浦安市規則第6号

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条に規定する一時預かり事業所の開所時間)

第2条 条例第3条に規定する一時預かり事業所の開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

- (1) 浦安市猫実一時預かり事業所 午前9時から午後4時30分まで
- (2) 浦安市東野一時預かり事業所及び浦安市明海一時預かり事業所 午前9時から午後5時まで

(条例第3条に規定する一時預かり事業所の休所日)

第3条 条例第3条に規定する一時預かり事業所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、一時預かり事業所を開所することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める日

(利用の承認の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により一時預かり事業所の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市一時預かり事業所利用承認申請書（別記第1号様式）に、市長が別に定める利用者情報記入票を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用承認等の通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、一時預かり事業所の

利用の承認又は不承認の決定をする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、浦安市一時預かり事業所利用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用の承認の取消し等の通知）

第6条 市長は、条例第7条の規定により一時預かり事業所の利用の承認を取り消し、又は利用を中止させるときは、浦安市一時預かり事業所利用承認取消し・利用中止通知書（別記第3号様式）により、利用者に通知するものとする。

（変更届の提出）

第7条 利用者は、第4条の規定により申請書に添付した利用者情報記入票の内容について変更が生じたときは、浦安市一時預かり事業所利用変更届（別記第4号様式）により市長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、一時預かり事業所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

浦安市一時預かり事業所利用承認申請書

年 月 日

浦安市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

浦安市一時預かり事業所を利用したいので、浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

利用者の氏名

添付書類

利用者情報記入票

第2号様式（第5条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市一時預かり事業所利用承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった一時預かり事業所の利用について、浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
利用者	氏名	
	住所	
承認期間	から	まで
不承認の理由		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があ

ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市一時預かり事業所利用承認取消し・利用中止通知書

浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、一時預かり事業所の利用の承認の取消し・利用の中止を決定したので、通知します。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 利用の承認の取消し <input type="checkbox"/> 利用の中止	
利用 者	氏 名	
	住 所	
取 消 日	年 月 日	
中 止 開 始 日	年 月 日	
理 由		

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

だし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条）

浦安市一時預かり事業所利用変更届

年 月 日

浦安市長

様

住 所

届出者 氏 名

電話番号

申請書に添付した利用者情報記入票の内容について変更があったので、浦安市一時預かり事業所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

利用者の氏名

利用者情報記入票

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		